また、同日内閣から、左記の者を土地鑑定委員会委員に任命したいので、地価公示法第十五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（七月四日任期満了の井出多加子の後任）
加藤　瑞貴

（同日任期満了による再任）
清常　智之

（同日任期満了による再任）
小津稚加子

（同日任期満了による再任）
亀島　祝子

（同日任期満了による再任）
河合　芳樹

（同日任期満了による再任）
森田　修

（同日任期満了による再任）
若崎　周

また、同日内閣から、左記の者を運輸安全委員会委員に任命したいので、運輸安全委員会設置法第八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（九月三十日任期満了の小須田敏の後任）
佐藤　雄二

（同日任期満了の庄司邦昭の後任）
田村　兼吉

（同日任期満了の根本美奈の後任）
安田満喜子

また、同日内閣から、左記の者を原子力規制委員会委員長及び同委員に任命したいので、原子力規制委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（九月十八日任期満了の田中俊一の後任）
更田　豊志

（更田豊志の後任）
山中　伸介

法律公布奏上及び通知

五月十九日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

道路運送車両法の一部を改正する法律

土地改良法等の一部を改正する法律

報告書受領

五月十九日内閣から、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第十三条の二の規定に基づく二〇二〇年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、特定秘密の保護に関する法律第十九条の規定に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告を受領した。

人事異動

内閣

国務大臣　山本　幸三

内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を命ずる

特命全権大使　山中　伸一

願に依り本官を免ずる

財務副大臣　大塚　拓

（大臣官房審議官）財務事務官　岡村　健司

アフリカ開発銀行総務会第五十二回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

アフリカ開発基金総務会第四十二回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

期間は平成二十九年六月九日までとする（各通）

厚生労働大臣政務官　馬場　成志

第七十回世界保健総会日本政府代表を命ずる

期間は平成二十九年六月十四日までとする

衆議院議員　西村　康稔

エクアドル国大統領就任式典に参列する特派大使を命ずる

期間は平成二十九年六月七日までとする

髙橋　彰

国務大臣秘書官に任命する

吉野国務大臣附を命ずる（以上五月十九日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、カメルーン国の国祭日につき、五月十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、イエメン国の統一記念日につき、五月十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

対馬海峡地区に係る特定漁港漁場整備事業計画書の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第1項の規定に基づき、次のとおり、対馬海峡地区に係る特定漁港漁場整備事業計画書を公表する。

平成29年5月23日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のとおり」は省略し、対馬海峡地区に係る特定漁港漁場整備事業計画書を、水産庁漁港漁場整備部整備課、水産庁九州漁業調整事務所、長崎県水産部漁港漁場課、長崎県県北振興局商工水産部水産課、長崎県壱岐振興局農林水産部水産課及び長崎県対馬振興局農林水産部水産課に備え置いて縦覧に供するとともに、ホームページ（http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zyoho_bako/tokutei/sub82.html）により公表する。）

大隅海峡地区に係る特定漁港漁場整備事業計画書の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第1項の規定に基づき、次のとおり、大隅海峡地区に係る特定漁港漁場整備事業計画書を公表する。

平成29年5月23日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のとおり」は省略し、大隅海峡地区に係る特定漁港漁場整備事業計画書を、水産庁漁港漁場整備部整備課、水産庁九州漁業調整事務所、鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課、鹿児島県大隅地域振興局農林水産部林務水産課及び鹿児島県熊毛支庁農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供するとともに、ホームページ（http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zyoho_bako/tokutei/sub82.html）により公表する。）

隠岐海峡地区に係る特定漁港漁場整備事業計画変更書の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第4項の規定に基づき、次のとおり、隠岐海峡地区に係る特定漁港漁場整備事業計画変更書を公表する。

平成29年5月23日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のとおり」は省略し、隠岐海峡地区に係る特定漁港漁場整備事業計画変更書を、水産庁漁港漁場整備部整備課、水産庁境港漁業調整事務所、島根県農林水産部水産振興局水産課、島根県農林水産部漁港漁場整備課、島根県浜田水産事務所及び島根県隠岐支庁水産局水産課に備え置いて縦覧に供するとともに、ホームページ（http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zyoho_bako/tokutei/sub82.html）により公表する。）

公告

諸事項

勝瓜口土地改良区役員の退任及び就任の公告

栃木県及び茨城県の区域の一部を地区とし、栃木県真岡市に事務所を有する勝瓜口土地改良区から役員の退任及び就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項、第124条及び第136条の3の規定に基づき公告する。

平成29年5月23日

関東農政局長　石田　寿

1　退任

役職	氏名	住所
理事	直井　貴是	栃木県真岡市長田779番地
〃	篠崎　佳男	栃木県真岡市上大沼379番地
〃	川又　健一	栃木県真岡市粕田389番地
〃	中野　務	栃木県真岡市中581番地1
〃	石和　弘一	栃木県真岡市寺内10番地1
〃	小林　文夫	栃木県真岡市下大曽645番地
〃	苅田　宏之	栃木県真岡市長島212番地
〃	櫻井　鍼司	茨城県筑西市柴山37番地
監事	小川　孝	栃木県真岡市長田320番地2
〃	野口　晃一	栃木県真岡市境889番地
〃	渡辺　寿雄	茨城県筑西市折本357番地

2　就任

役職	氏名	住所
理事	小川　孝	栃木県真岡市長田320番地2
〃	篠崎　規一	栃木県真岡市上大沼114番地
〃	柳田　惠一	栃木県真岡市粕田597番地
〃	伊沢　保	栃木県真岡市中308番地
〃	石和　弘一	栃木県真岡市寺内10番地1
〃	小林　文夫	栃木県真岡市下大曽645番地
〃	苅田　宏之	栃木県真岡市長島212番地
〃	櫻井　鍼司	茨城県筑西市柴山37番地
〃	和泉田　建	茨城県筑西市石塔377番地
監事	田上　義信	栃木県真岡市中1467番地2
〃	野口　晃一	栃木県真岡市境889番地
〃	渡辺　寿雄	茨城県筑西市折本357番地